

まもろう交通安全 自転車のルール



自転車は身近で手軽な乗り物ですが、交通ルールを守らず間違っただけの乗り方をしていると、自分だけでなく相手を巻き込む交通事故に繋がるかもしれません。

現在川西市は、兵庫県下で自転車関係事故件数(過去3年間における人口1万人あたり)が**ワースト4位**となっています。安全に自転車を利用できるよう、お子さんと一緒に交通ルールを守り、自転車事故を減らしましょう。



自転車関連の罰則ってあるの？

自転車も違反すると罰則があるよ
ここでは少しだけ紹介するね



- 通行区分違反(右側通行等)
- 通行禁止(禁止場所通行)
- 指定場所一時不停止
- 信号無視
- 踏切での一時停止違反



**3ヶ月以下の懲役
または5万円以下の罰金等**

- 歩行者の通行の妨げ
- 二人乗り
- 並進



**2万円以下の罰金
または科料***

- 酒酔い運転



**5年以下の懲役
または100万円以下の罰金**

- 携帯電話使用
- 大音量で音楽等を聴取
- 無灯火
- 傘差し運転



5万円以下の罰金

※科料…「1,000円以上1万円未満」の金銭の納付

上記の罰則は一例です。

対象違反(15項目)を3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」を受けることとなります(14歳以上)。 詳細は市ホームページをご覧ください。

R5.4月から道路交通法の改正により、自転車に乗る人はヘルメットの着用が努力義務になりました。



川西市
「自転車のルール」



川西市内でどれくらい自転車事故が起こっているのかな？

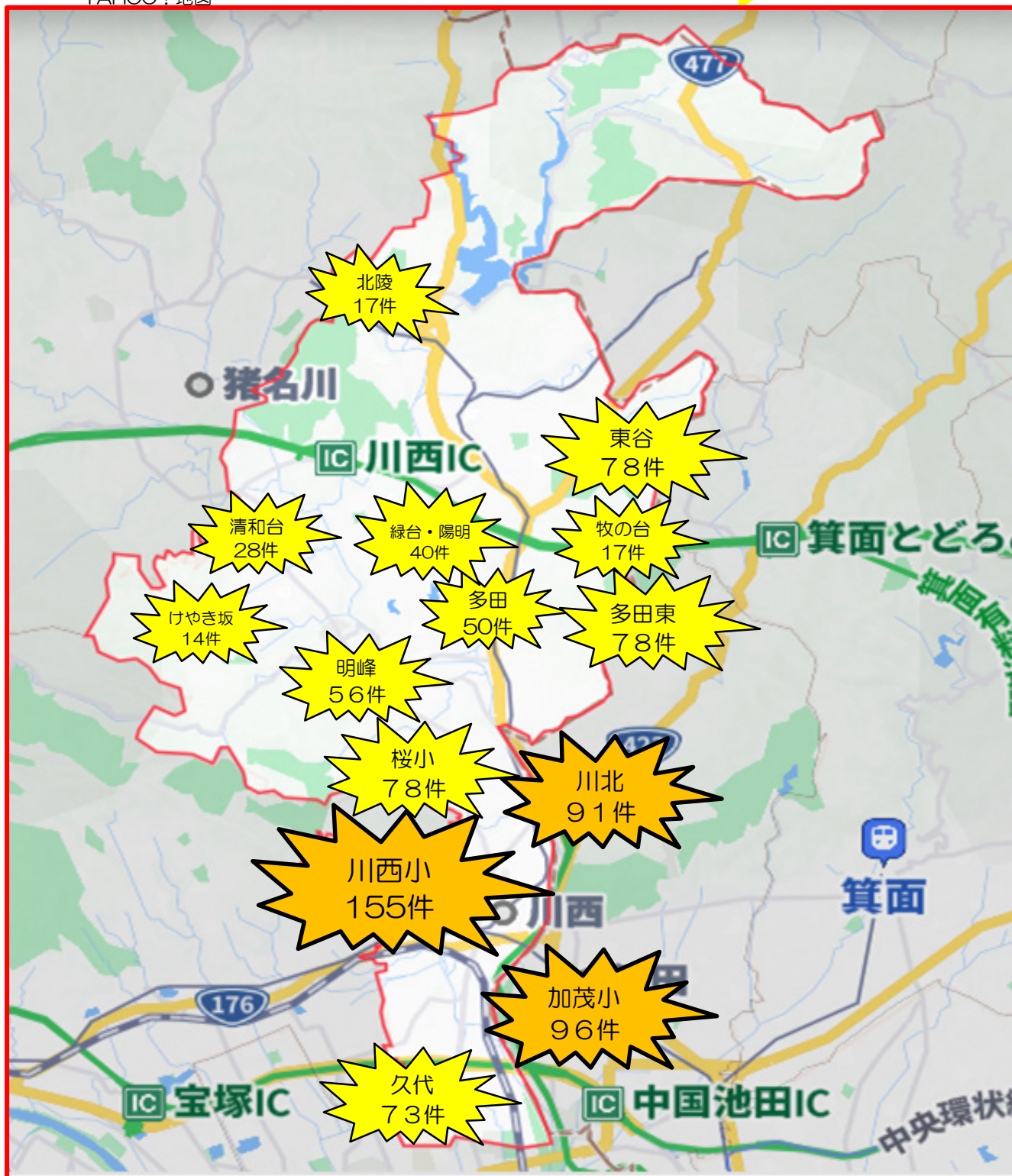


裏面へ

川西市内コミュニティ別自転車関係事故件数 (2017～2021年)



参照：交通事故統計オープンデータ2017～2021年(県)
YAHOO! 地図



コミュニティ別自転車の事故情報は8月以降、市HPにて公開予定です。
交通ルールを知ること、守ることが事故を防ぐことにつながります。
川西市から自転車事故を減らしましょう！

川西市交通政策課・川西警察署